

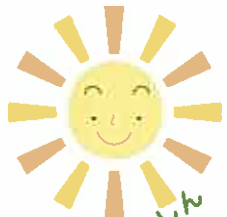
にち じょう せい かつ じ りつ し えん じ ぎょう

日常生活自立支援事業

ち い き ふ く し け ん り よ う こ じ ぎ ょ う
(地域福祉権利擁護事業)

ふくし り よ う えん じ ょ

福祉サービス利用援助



あんしん

安心して暮らせるようにお手伝いします。



ふくし り よ う て つ づ きんせんかんり て つ だ
福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、
あんしん せい かつ
安心して生活ができるようにサポートします。



しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人

おきなわけんしゃかいふくしきょうぎかい
沖縄県社会福祉協議会

ご利用いただける方

1

- 認知症の高齢者の方
- 精神障害のある方
- 知的障害のある方

など、福祉サービスの利用や支払いなどについて自分の判断で適切に行うことが困難な方。



2

- 日常生活に不安のある方

認知症と診断されていない、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をもっていないが、日常生活において自分で契約などの判断や金銭管理に不安のある方。



サービス内容

1 福祉サービス利用のためのお手伝い

- 福祉サービスについての説明
- 福祉サービスの利用・終了手続き
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

3 書類などの預かりサービス

- 通帳、印鑑、権利証など



2 日常的な金銭管理のお手伝い

- 家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い
- 年金、手当などの受け取り
- 預貯金の出し入れ



利用料について

相談は無料ですが、契約後の支援は利用料が必要となります。(利用料については専門員におたずね下さい。)

専門員とは…

相談を受け、支援計画の作成・契約までを担当します。契約後も、支援計画を変えたい場合や心配な点があれば、いつでも相談にうかがいます。

生活支援員とは…

契約内容にそって実際にお手伝い(支援)をする人です。



サービス開始までの流れ

相談

身近な社会福祉協議会
または地域福祉
権利擁護センターへ
ご相談下さい。



訪問・面接

専門員が訪問し、お話しを
うかがいます。



支援計画・作成

お困りのことや、ご希望をお聞きした後、
ご本人の意向を確認しながら支援計画を
作ります。



契約

作った支援計画でよろしければ
契約をします。



サービス開始

契約(支援計画)に基づいて
生活支援員がお手伝いします。



その他の場合 (成年後見制度)



判断能力が不十分
たいていのことは、自分でできるが、少し複雑なことになるとう判断がむずかしい方。



判断能力がかなり不十分
もの忘れが多く、契約などの手続が自身ではできない方。



判断能力が全くない
家族と他人の区別がつかなくなるなど物事の判断ができなくなった方。



判断能力は十分にある
将来の自身の判断能力に不安があるため、今のうちから先の事を決めたい方。

補助

保佐

後見

任意後見

(申立をすることができる人: 本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等)

家庭裁判所に審判の申し立て

原則として
鑑定は不要

原則として鑑定が必要。
(鑑定料はおおむね 10 万円以下)

公証役場で
任意後見契約の
手続を行う。

家庭裁判所が
補助人を選任

家庭裁判所が
保佐人を選任

家庭裁判所が
後見人を選任

判断能力の低下に
とまない
家庭裁判所が
任意後見監督人
を選任

補助人

- 家庭裁判所が定めた範囲で、本人が行った行為を取り消すことができる。
- 家庭裁判所が定めた範囲で、本人に代わって契約を行う。

保佐人

- 法律で定められた重要な行為を本人が行った場合に、取り消すことができる。
- 家庭裁判所が定めた範囲で、本人に代わって契約を行う。

成年後見人

- 日用品の購入などの行為以外はすべて取り消すことができる。
- 本人に代わってすべての契約を行う。

任意後見人

- あらかじめ本人が決めた財産管理や生活に関する法律行為を行う。
- ※後見監督人がチェックします。

